

令和8年度
かめおか地域産業イノベーション支援事業
【販路開拓事業】
募 集 要 領

* 申請受付期間 * 令和8年7月17日（金）～

亀 岡 商 工 会 議 所

1 事業目的

本事業は、亀岡市内ものづくり産業の振興を図るため、自らの知恵や強みを生かし、販路拡大を行おうとする中小企業等が、自社の製品・技術等をPRする機会として展示会、見本市等へ出展、広報等の取組を行う場合に、亀岡商工会議所（以下「会議所」という。）がその経費の一部を助成するものです。

2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和9年2月28日(日)までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払いは、令和9年2月28日(日)までに完了することが必要です。

3 助成対象事業

助成対象事業は、「1 事業目的」に沿って実施される事業であって、中小企業者等が実施する国内外に向けた販路開拓等の以下の取組が対象です。※広報費は新製品・新技術開発事業でつくった製品が対象

<対象事業>

- 市場開拓等のために行う国内・海外の展示会、見本市等へ出展
- 販路開拓等のための商品・技術の簡易な改良（デザインの変更、パッケージの改良など）、これらのサンプル品の作成
- 新製品広報費（パンフレット・チラシ・ポスター・ホームページ・ネットショップ・PR動画・看板・DM等）

<対象外となるもの>

- で、自社主催の展示会、即売会型の展示会
- で、製作工程のほとんどを外注または委託により行う事業
- 新製品・新技術開発事業の製品以外を広報するもの

4 対象事業者

※ 1つの企業は、別区分であれば申請が可能ですが、1区分のみ申請している企業を優先とします。また、1つの企業は、同じ事業区分について3回までです。4回目以降は前回までの「かめおか元気企業支援助成」の採択から3年以上空けていることが条件となります。審査においては、3回目以内の応募者を優先します。

※ 中小企業者として本補助事業の対象となる会社及び個人（製造業以外は、製造業を兼業する場合）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

- 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、会議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分で

きるものです。※ 消費税抜きの計算で計上してください。

＜助成対象となるもの＞

- a. 展示会等の出展費（小間料、装飾料(消耗品に値するもの)、広告宣伝費などの出展に要する経費）
- b. サンプル品の作成に係る経費（原材料費、外注加工費、委託費等）
- c. 広報費（パンフレット・チラシ・ポスター・ホームページ・ネットショップ・PR動画・看板・DM等）

- ※ 内容によっては対象外となるものもありますので、亀岡商工会議所へ事前にご確認ください。
- ※ a.の人件費や旅費、宿泊料は、対象外とします。また、広告宣伝費のみの場合も、対象外とします。
- ※ 外注加工費や委託費などの経費の占める割合は、助成対象経費の2分の1以内とします。
- ※ b.の場合は、交付申請書の実施計画書（事業の概要）において試作の工程の概要（工程のそれぞれの順序と予定時期、内部加工と外注加工との区別など）をご記載ください。また、収支予算書において原材料費は、内部加工分と外注加工分とに区分してご記載ください。
- ※ c.の場合は過去に「かめおか元気企業支援助成」の助成金により新製品・新技術開発事業で開発した製品であることが前提です。

6 助成率等

- (1) 助成率 3分の2以内
- (2) 限度額 20万円
30万円（新製品開発事業で開発した商品を含む場合）
※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、受付後精査し、最終、審査会において承認を受け交付決定を通知します。

＜評価基準＞

- ①目的の明確性・必要性
- ②対象市場の理解と戦略性
- ③実施内容の具体性と実現可能性
- ④成果の見込みと費用対効果
- ⑤長期的な販路戦略との整合性

- ※ 交付申請書の実施計画書（事業の概要）において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。
- ※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、不採択や採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や、3分の2未満の助成率となる場合があります。また、多くの市内事業者により公平に機会提供するため、3回目までの応募者を優先します。

8 申請手続き

- (1) 受付開始及び締切
○公募要領公開・申請受付開始： 2026年 7月 17日（金）
- (2) 申請手続きの基本的な流れ
必要書類は、亀岡商工会議所のホームページに掲載しております。
まずは商工会議所 経営支援員にご相談ください。
- (3) 提出書類
○印の書類を提出してください。申請時に全ての必要書類が整っていることを確認してください。
(★) の書類については、必ずメールにて提出ください。
(★) 以外の書類については、PDF 等でメールに添付いただくか、商工会議所窓口へご提出ください。

書類名	法 人	個人事業者
交付申請書 (★) (第1号様式から第3号様式)	○	○

事前着手届 (★) ※ 交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください	○	○
最近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し	○	○
最近1期分の確定申告書の写し (青色申告決算書、又は収支内訳書も含む)	○	○
決算期を迎えていない場合は開業届の写し	○	○
市税完納証明書 (申請日から3カ月以内に発行されたもの)	○	○
その他申請事業に関する資料	○	○

※「市税完納証明書」の交付については、亀岡市役所 税務課(0771-25-5014、12番窓口)にお問い合わせください。

※ マイナンバー(12桁の個人番号)の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

9 補助事業実施期間等

補助事業実施期間	実績報告書提出期限
交付決定日～2027年2月28日(日)まで	2027年3月1日(月) 17:00 (商工会議所必着)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了(補助対象経費の支払いまで含みます)したときは、その日から起算して14日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

10 助成金の支払いについて

実績報告書の提出があった場合は、事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。

助成金の支払いは精算払いとします。

11 助成事業内容の発表等について

助成金の交付決定を受けた事業について、その概要を亀岡商工会議所、亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付決定を受けた事業について、事業の進行中、事業の完了後の経過を聴取させていただくことがあります。

12 問合せ先

亀岡商工会議所

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1

電話番号 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200

ホームページ <http://www.kameokacci.or.jp/>